

1. 対象となる規定

規定名	変更箇所
・普通預金規定	第17条
・納税準備預金規定	第17条
・当座勘定規定(一般当座用)	第32条
・自由金利型定期預金(M型)規定(自動継続)「通帳制／証書制」	第14条
・自由金利型定期預金(M型)規定「通帳制」	第14条
・自由金利型定期預金(M型)規定「証書制」	第15条
・自由金利型定期預金規定(自動継続)「通帳制／証書制」	第13条
・自由金利型定期預金規定「通帳制」	第13条
・自由金利型定期預金規定「証書制」	第14条
・積立式定期預金規定	第17条
・譲渡性預金規定	第12条
・通知預金「通帳制／証書制」	第14条
・外貨普通預金規定	第18条
・外貨定期預金規定(自動継続)「通帳制／証書制」	第21条
・外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)「通帳制」	第20条
・外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)「証書制」	第21条

2. 改定内容

以下の条項の下線部を追加します。

※普通預金規定以外の規定に関しても、下記「普通預金規定」の改定と同様の内容の改定を行います。

改定前	改訂後
<p>17. (手数料の取扱について)</p> <p>(1) (省略) 変更なし</p> <p>(2) 紙発行手数料</p> <p>①紙発行手数料は、別途定めるこの預金にかかる取引(この預金を利用することが前提となる取引を含みます。)により発行する帳票が対象となります。</p> <p>②紙発行手数料の対象となる帳票については、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表いたします。</p> <p>③紙発行手数料は、払戻請求書等によらず、当社所定の方法により、ご指定いただいた当社預金口座から引落しいたします。</p> <p>④前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当社は通知することなく当社所定の方法によりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑤一旦引落しとなり、お支払いいただいた紙発行手数料については、ご返却いたしません。</p> <p>(3) その他手数料</p> <p>①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当社所定の方法により引落しいたします。</p> <p>②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当社は当社所定の方法により口座を解約することができるものとします。</p>	<p>17. (手数料の取扱について)</p> <p>(1) (省略) 変更なし</p> <p>(2) 紙発行手数料</p> <p>①紙発行手数料は、別途定めるこの預金にかかる取引(この預金を利用することが前提となる取引を含みます。)により発行する帳票が対象となります。</p> <p>②紙発行手数料の対象となる帳票については、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表いたします。</p> <p>③紙発行手数料は、払戻請求書等によらず、当社所定の方法により、ご指定いただいた当社預金口座から引落しいたします。<u>ただし、ご指定がない場合は、当社が定める当社預金口座から引落しいたします。</u></p> <p>④前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当社は通知することなく当社所定の方法によりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑤一旦引落しとなり、お支払いいただいた紙発行手数料については、ご返却いたしません。</p> <p>(3) その他手数料</p> <p>③この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当社所定の方法により引落しいたします。</p> <p>④前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当社は当社所定の方法により口座を解約することができるものとします。</p>

以上